## 様式第4号

所管部(局)・課 生活衛生課

	<u>河目印(河) 味 工街闸工味</u>									
法	<del>:</del>	3 名	, I	食鳥処理の	事業の規	規制及び食鳥検査に関する法	律	法令の番号	平成2年法律第7	0号
不	利益処	分の種類	į	食鳥処理場	の整備さ	改善命令等(1/8)		根拠条項	第9条	
		しくは	その整備改	善を行うま	での間	·	は一部の仮			食鳥処理場の整備改善を命じ、 皆しくは6月以内の期間を定め
処		1	第5条第2 都道府県知 てはならな	事は、第3	条の許可	可の申請に係る食鳥処理場の	構造又は認	と備が厚生労働省令で定	官める基準に適合しない。	と認めるときは、同条の許可を
分		- //-/				省令で定める基準は、別表第		- / - 0		
基		V					>			ようとする者の当該許可の申請 いかわらず、別表第2のとおり
準		•	C 9 00 0							
対応	- !	聴聞の記			処理	生活衛生課	交付	食肉衛生検査所		目次
区分	2	开明の	機会の付与		機関		機関			NO

## 様式第4号

所管部 (局)・課 生活衛生課

法	令 名	食鳥処理の事業の規	見制及び食鳥検査に関する法律	t	法令の番号	平成2年法律第70号
不利	益処分の種類	食鳥処理場の整備引	女善命令等(2/8)		根拠条項	第9条
处 分 基 準	別表第1 1 2 食食 1 2 2 3 ① 置で 2 2 2 4 2 3 2 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 3 2 3	は、汚染のおそれのなは、 の建物の原理が変換を使いていることでは、 を施設には、、自然には、自然には、自然には、自然には、自然には、自然には、自然には、自	へ位置に設けられていること。 舗装されている等清掃しやす 記置 食鳥処理施設、製品保管室、 血液及び汚水を終末処理場の された生体保管場所及び隔離場 壁により区画され、適正に配置 後検査及び内臓摘出後検査を つない食鳥処理場にあっては、 島とたい、食鳥中抜とたい及び 出場所が別であること。 項り 食鳥とたい、食鳥中抜とたいない な材料及び構造であること。	包装資材室、 のある下水道に 計画が設けられた ではための区間 中大変をのかい では食鳥肉等の搬 では食鳥肉等の なび汚水が浸透	水が良好であること 検査室、更衣室、便 直接流出させる食息 ていること。 放血室、湯漬脱羽 画され、適正に配置 臓摘出後検査を行う 出場所並びに不可負	正の展示をできます。   東所及び汚水処理施設がそれぞれ区画され、適切な位品処理場にあっては、汚水処理施設を設けないことが室及び中抜室(内臓を摘出するための設備を設置することのた検査場所が設けられていること。ただし、法のための検査場所を設けないことができる。食部分並びに検査の結果不合格となった食鳥とたい、保管を衛生的に行うための十分な広さを有すること。。以下この別表において同じ。)で作られ、ひび割れ
対 応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会のf			交付 機関		目次     NO

# 様式第4号

所管部(局)・課 生活衛生課

					別官部(同)・珠 生	伯俐生味	
法	令 名	食鳥処理の事業の	規制及び食鳥検査に関する法	律	法令の番号	平成2年法律第70号	
不	利益処分の種類	食鳥処理場の整備	改善命令等(3/8)		根拠条項	第9条	
処 分 基 準	2. の 3. 4. 設次 1. 2. の 4. 設次 1. 2. 次 1. 2. 次 2. 次 2. 次 2. 次 2. 次 3. 次 3. 次 4. 2. 排汚目体生にいて、 3. 排汚目体生にいて、 3. 排汚目体生にいて、 3. は 生 理洗隔に、 3. は 生 理洗隔に、 3. は 生 で、 3. は 生 で、 3. は といいで、 4. 2. 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に 3 に 4 に 4 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5	施は、下でいると情報のでは、下でいると情報の内水性性と、平で面と対して、下でいるでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	清掃しやすく、透き間がなくれていること。食鳥処理施第れていること。食鳥処理施第清掃しやすく、カビの発生、かこと。 きる構造又は設備を有することで照度540ルクスない上の度では、作業に支障のないとのできるかができるからに、適切な位置に十分な能があることのできる給湯設に、適当ななびそ族等の侵入をはいるの保管によるできるに、適当なながることが明にを有いし、けんをは、適当なながでできるに、適当なながでできるに、適当なながでできるに、適当なながでできるに、適当なながでできるに、とさつまでの間食鳥を保いて「従事者」という。)のたる	以掃塵 と度 変 供備有好設設 管め 等のび等 を す る、がが 、手 措施洗の 与 る 換汚設適 生指 置	下面から少なくとも1・注 投等の内壁は、平滑で清掃 静が容易に行えること。 落下を防止でき、結露しば ない照明 ことのできる給水設備 気設備 、処理施設又は公共下水流 けられている が位置に設けられている は強者を行うに十分な広。 洗浄消毒する装置が付い に講じなければならないほ	2メートルの高さまで不浸え 帚しやすいこと。 こくい材質・構造であること 首に接続している排水溝を何ること。 さを有し、生体輸送用容器の た流水式手洗い設備(以下 食鳥を収納するための容器を	と。食鳥処理施設以外の施 備えること。当該排水溝に の洗浄消毒設備及び食鳥処 この別表において単に「手 をいう。以下この別表にお
	2 弁明の機会の	· - <del>-</del>		機関	X [ 4 円 上 ] X 上 / / ]		NO NO

対応 1 聴聞の実施

区分 ② 弁明の機会の付与

## 様式第4号

1 11 mm / C / 3 / 11	十 ( 五 次 //) /	18/2/1/1/1/	
		所管部 (局)・課	生活衛生課
法 令 名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	法令の番号	平成2年法律第70号
不利益処分の種類	食鳥処理場の整備改善命令等(4/8)	根拠条項	第9条
口等外部ののの(2) 年本のの(2) 年本のの(2) 年本のの(2) 年本のの(3) というでは、 1. 不とでは、 2. では、 2. では、 2. では、 2. では、 4	設は、住居、事務所等の食鳥処理に直接関係のない場所と限開口部には、昆虫等の侵入を防ぐ設備が設けられていることを収納するための容器(以下この別表において「不可食部分該設備は、清掃しやすい構造であること。室は、次の要件を備えること。材料で作られ、洗浄しやすく、かつ、血液が飛散しない構造血に使用する機械器具及びこれらの洗浄消毒設備を備えること。は、次の要件を備えること。は、次の要件を備えること。は、次の要件を備えること。と応じた十分な能力を有する湯漬機、脱羽機及び食鳥とな数に応じた数の手洗い設備を備えること。とたい及び当該食鳥中抜とたいに係る内臓が同一の食鳥に自きる構造のオーバーヘッドコンベア、ベルトコンベア又はノ量に応じた十分な能力を有する総排泄腔切除、開腹、内臓がこれらの洗浄消毒設備を備えること。	用容器」という。)を保管 を有する食鳥処理量に応 こと。 こいの洗浄機並びにこれら 日来するものであることが 、ット等の設備を備えるこ	するための設備が、施設の適切な位置に設けられてま じた大きさの放血トラフ又は放血溝を備えること。 の洗浄消毒設備を備なえること。 確認可能で、かつ、他の食鳥中抜とたい又は内臓の? と。

交付

機関

食肉衛生検査所

目次

ΝO

生活衛生課

処理

機関

## 様式第4号

所管部	(局)	• 課	生活衛生課

					所管部 (局)・課	生活衛生課
法	令 名	食鳥処理の事	業の規制及び食鳥検査に関する	5法律	法令の番号	平成2年法律第70号
不	利益処分の種類	食鳥処理場の	整備改善命令等(5/8)		根拠条項	第9条
如 分 基 準	4. 検 1 2 給 2 検 2 東査 施 従 9 備 口 設 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	数に応じたというでは、いいまでは、いいまでは、いいまででは、いいまででは、いいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	先い設備を備えること。 ること。 い及び食鳥肉等の全部又は一音洗えること。 衛生管理者のための専用の手洗えること。 食査の結果、廃棄等の措置を請 容器(以下この別表において「り をの結果、保留とされた食鳥と をび手洗い設備を備えること。 十分な広さがあり、かつ、従事 とびきないでで設備を があること。 大分な広さがあり、かっかでは とでいる。 というないでは というないがある。 というないでは というないでは というないでは というないでは というないでは というないでは というないでは というないでは というないでは というないでは というないでは というないでは というないでは というないがある。 というないでは といないでは というないが といるないでは といるないが といるないでは といるないないないでは といるないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	の脱羽後検査 にい設備及び負 なければた 廃棄用容器」 こたい、食鳥に を出入口を設い が設けられてい	を又は内臓摘出後検査を を具検査に使用する器具 ならない食鳥とたい、食 という。)を必要数備え という。)を必要数備え 中抜とたい又は食鳥肉等 前掛け及び作業衣等の専 けないこと等食鳥処理施 いること。	の専用の施錠できる構造の保管設備を備えること。
区分		. –		機関		NO NO
四刀	② 月 7] 77 成五 77	17.7 7.7 7.7 7.7 7.7 7.7 7.7 7.7 7.7 7.7	⊼	1及(大)		NO

#### 様式第4号

所管部	(局)	• 誰	生活衛生課
	(/  /	- U/K	一十.(白 年)十.1休

	<u>121</u>	H FI: (7:37 F)	216 11 26 1
法 令 名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	法令の番号	平成2年法律第70号
不利益処分の種類	食鳥処理場の整備改善命令等(6/8)	根拠条項	第9条

#### 12 機械器具の構造及び材質等

- ① 機械器具は、洗浄消毒が容易な構造であること。
- ② 固定し、又は移動しがたい機械器具は、作業に便利で、かつ、清掃及び洗浄消毒しやすい位置に設置されていること。
- ③ 生体輸送用容器は、非腐食性材料で作られ、洗浄消毒が容易な構造であること。
- ④ 食鳥検査の結果合格した食鳥とたい又は食鳥中抜とたい若しくは可食内臓を入れる容器は、非腐食性材料で 作られ、他から汚染されない構造で、か つ、洗浄消毒が容易な構造であること。
- ⑤ 食鳥処分用容器、廃棄用容器及び不可食部分用容器は、不浸透性材料で作られ、蓋があり、洗浄消毒が容易で、汚液、汚臭の漏れない構造のものであること。
- ⑥ オーバーヘッドコンベアを設備する場合は、非腐食性材料で作られ、シャックルの洗浄消毒設備を備えること。
- ⑦ 脱羽機は、羽毛が飛散しない構造で、洗浄水が噴射できる機能を有すること。
- ⑧ 自動総排泄腔切除機、自動開腹機及び自動中抜機を使用する場合は、自動的に洗浄消毒できる機能を有すること。
- ⑨ 食鳥処理に使用するベルトコンベア、バット、テーブル、まな板等食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等が直接接触する機械器具は、非腐食性材料で作られ、洗浄消毒が容易な構造であること。

#### 別表第2

- 1 食鳥処理場は、汚染のおそれのない位置に設けられていること。
- 2 食鳥処理場の建物の周囲の地面は、舗装されている等清掃しやすい構造で、排水が良好であること。
- 3 食鳥処理場の施設等及び施設等の配置
- ① 食鳥処理場には、生体受入場所、食鳥処理室、便所及び汚水処理施設が適切な位置に設けられていること。 ただし、法第2条第5号イに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあっては、生体受入場所を、血液及び汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させる食鳥処理場にあっては、汚水処理施設をそれぞれ設けないことができる。
- ② 食鳥処理室には、適正に配置されたとさつ放血場所、湯漬脱羽場所及び中抜場所(内臓を摘出するための設備

対応	1 聴聞の実施	処理	生活衛生課	交付	食肉衛生検査所		目次	
区分	② 弁明の機会の付与	機関		機関		_	NO	

処

並

準

#### 様式第4号

所管部	(局)	<ul><li>主</li></ul>	生活衛生課
[기 [ ]	(/  /	• iik	´十.(占´焆´十.)計

法 令 名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	法令の番号	平成2年法律第70号
不利益処分の種類	食鳥処理場の整備改善命令等(7/8)	根拠条項	第9条

を設置する場所をいう。以下この別表において同じ。)が設けられていること。ただし、法第2条第5号イに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあっては、とさつ放血場所及び湯漬脱羽場所、同号ロに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあっては、中抜場所をそれぞれ設けないことができる。

- ③ 生体受入場所と食鳥処理後の食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の搬出場所が別であること。
- 4 食鳥処理場の構造及び設備(共通事項)
- ① 食鳥処理、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の包装及びこれらの保管を衛生的に行うための十分な広さを有すること。
- ② 食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の冷蔵又は冷凍設備及び包装資材の適切な保管設備を備えること。
- ③ 作業に支障のない照度を得ることのできる構造又は設備を有すること。
- ④ 次の給水給湯の設備を備えること。
- 1. 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を十分に供給することのできる給水設備
- 2. 温湯を十分に供給することのできる給湯設備
- ⑤ 排水設備は、内面が平滑であって適当な勾配を有し、排水が良好で、汚水処理施設又は公共下水道に接続している排水溝を備えること。当該排水溝には汚水や汚臭が逆流しないようトラップ及びそ族等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。
- 5 生体受入場所
- ① 床は、不浸透性材料で作られ、ひび割れや凹凸がなく、かつ、適当な勾配を有し、排水が良好であること。
- ② 食鳥の生体の状況について、法第16条第5項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の同項の確認(以下この別表及び別表第3において「基準適合の確認」という。)をするための十分な広さを有すること。
- ③ 食鳥の生体の状況について、法第16条第5項の厚生労働省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認(以下この別表及び別表第3において「基準 不適合の確認」という。)がされた結果、廃棄等の措置を講じなければならない食鳥を収納するための容器(以下この別表において「食鳥処分用容器」と いう。)を備えること。
- ④ 手洗い設備を備えること。
- 6 食鳥処理室
- ① 食鳥処理室は、住居、事務所等の食鳥処理に直接関係のない場所と隔壁により区画され、かつ、その出入口扉は密閉できること。また、窓、換気口等外部への開口部には、昆虫等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。

対 応	1 聴聞の実施	処理	生活衛生課	交付	食肉衛生検査所	目次	
区分	② 弁明の機会の付与	機関		機関		NO	

χĿ

甘

# 様式第4号

所管部(局)·課 生活衛生課

		<u>所</u> 官部(局)・課 生活衛生課					
法	令 名	食鳥処理の事業	業の規制及び食鳥検査に関する	る法律	法令の番号	平成2年法律第70号	
不利益処分の種類		食鳥処理場の	整備改善命令等(8/8)		根拠条項	第9条	
	③ 材 ① ⑤ ⑦ ⑧ 和 ② 本用 で 形 で 理 い らい 数 設 構 に あ 又 で れ 平 れ 平 照 分 血 場 と は 抜 で 理 水 氏 ら、 は 部 放 羽 こ 所 中 止 処 た な と の 施 の 理 で 、 は 部 放 羽 こ 所 中 止 処 た な と の 施 の 理 で 、 で 、 は 部 放 羽 こ 所 中 止 処 た な と の 施 の 理 で 、 で れ 平 照 分 血 場 と は 抜 で 理 い ら い 数 設 構 に あ 又	透滑では、大きにのなうには、造使るは移動では、大きにのなった。ときにのなった。とかができる。これででや。でいるでは、大きにのなったができる。では、大きにのなったができる。というでは、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きに	ひび割れや凹凸がなく、かっ 透き間がなく、かっ 味面 がなく、かっ 味面 がなく、かっ 味面 がなけれた の発生、塵埃等の さと。 な構造 ひは の で は で かっぱ な に 応 じ た 十分な 能力を 有 す が ま な 板 等 の ト で で は し た い に 係 る 内臓 が 同っこと。 ま な 板 等 の 内臓 が 同っこと。 食 鳥 中 抜 と た い 及 び 食 鳥 肉 接 と た い 及 び 食 鳥 肉 接 と た い 及 び 食 鳥 肉 な で で で で た 十分な 能力が あ る が ま な 板 等 食 鳥 と た い 、 食 鳥 で ボ ま な 板 等 食 鳥 と た い 、 食 鳥 で ボ ま な 板 等 食 鳥 と た い 、 食 鳥 で ボ な 板 等 食 鳥 と た い 、 食 鳥 で ボ な 板 等 食 鳥 と た い 、 食 鳥 で ボ な 板 等 食 鳥 と た い 、 食 鳥 で 水 な な な で 不 が る が 不 が る が 不 が な び 不 可 食 部 分 用 容 器 は 、 不 が な び 不 可 食 部 分 用 容 器 は 、 不 が な び 不 可 食 部 分 用 容 器 は 、 不 が な び 不 可 食 部 分 用 容 器 は 、 不 が な び 不 可 食 部 分 用 容 器 は 、 不 が な び 不 可 食 部 分 用 容 器 は 、 不 が な び 不 可 食 部 分 用 容 器 は 、 不 が な び 不 可 食 部 分 用 容 器 は 、 不 が な び 不 可 食 部 分 用 容 器 は 、 不 が な び 不 可 食 部 分 用 容 器 は 、 不 が な び 不 可 食 部 分 用 容 器 は 、 不 が な び 不 可 食 部 分 用 容 器 は 、 不 が な び か か な び 不 可 食 部 分 用 容 器 は 、 不 が な び 不 可 食 部 分 用 容 器 は 、 不 が な の か か か か か か か か か か か か か か か か か か	から少なくとする。 から少なくとする から少なでき、 がら少なでき、 がられている。 では、	記を有し、排水が良好でで 1メートルの高さまでで 吉露しにくい材質・構造 れており、かつ、当該設備 消毒設備が設けられている が改食鳥とたいの洗浄のが 来するものであることがる の洗浄消毒設備を備えるる 内側面の状況について、そ を備えること。 は食鳥肉等が直接接触する たか消毒が容易な位置に たた浄消毒が容易な位置に	不浸透性材料で腰張りされ、 であること。 備は、清掃しやすい構造であること。 ための機械器具並びにこれられること。 を認可能で、かつ、他の食息 と。 基準不適合の確認がされた系 の旨が表示された容器(以下 る機械器具は、非腐食性材料 配置されていること。	あること。 のの洗浄消毒設備が設けら 場中抜とたい又は内臓の汚 古果、廃棄等の措置を講じ にこの別表において「廃棄
	② 弁明の機会の			機関			NO
ピカ	I S J DIVINGTO	1月 月 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	74	TAXIT		<u>.</u>	110